

会員拡大推進表彰要領

制定 昭63.11.30

改正 平 6. 4. 1 平 8. 4. 1

平20. 4. 1

(目 的)

第1 本会は、会員の拡大推進を図るため、この要領によって都府県の支部・承認団体に対し、予算の範囲内において表彰し記念品を贈るものとする。

(表 彰)

第2 表彰は、当該年度終了後の6月に行うものとする。

(表彰の算定及び基準)

第3 表彰は酪農家戸数に対する会員普及率により行うこととし、その算定は、前年度の実績に基づいて行うものとする。

第4 表彰基準並びに算定方法は、別にこれを定める。

(表彰点数)

第5 表彰点数は、優秀賞1点、優良賞2点、努力賞5点とする。ただし、成績によって点数を変更することがある。

(実施時期)

第6 この要領は、平成20年度から当分の間実施する。

〔別 記〕

表彰基準並びに算定方法

- 1 当該年度の会員数（会費納入者数）を対象とする。
- 2 当該年度の前年 2 月 1 日現在における農林水産省が公表する畜産統計の成畜飼養戸数（以下「成畜飼養戸数」という。）が、都府県平均の50%を下回るものは選出の対象としない。
- 3 各都府県別に次の式に基づく会員普及率を算出し、会員普及率の上位から選出する。ただし、会員普及率が50%以下のものは対象としない。

$$\text{会員普及率} = \frac{\text{当該年度の会員数}}{\text{成畜飼養戸数}} \times 100$$

（注）成畜飼養戸数は、当該年度の前年 2 月 1 日現在における農林水産省発表の畜産統計による。

- 4 前記 2 にかかわらず、特に会員普及率の高い都府県に対して、記念品を贈ることがある。